

# 利用契約書

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

医療法人 杉山会      デイケア・セエダ

セ 2 7 0 4 0 1

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書

利用者 \_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と事業者医療法人杉山会  
デイケア・セエダ（以下「当施設」という。）は、下記の通り、通所リハビリテーション（介護  
予防通所リハビリテーション）について利用契約書を締結します。

## 第1条（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）契約の目的）

当施設は、要支援状態、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険関係法令の定めるところにより、指定を受けた当該事業所において、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供します。一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下、「身元引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の期間は本契約を取り交わしたときから利用者の要支援認定または要介護認定（以下「要介護認定等」という）の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間は、前項に定める事項の他、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合、同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて自動更新されるものとします。

尚、身元引受人に変更が生じた場合や契約内容に変更が生じた場合等は、新たに契約書を作成し締結することとします。

### 第3条（利用者からの解除）

利用者及び身元引受人は、当施設に対して、文書で通知することにより、本契約書に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用を解除・終了することができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施期間中に利用中止を申し出た場合は、原則、基本料金およびその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### 第4条（当施設からの契約解除）

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる各号に該当する場合には、30日以上  
の予告期間をもって、本契約書に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテ  
ーション）の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設で適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供が困難と判断された場合
- ⑤ 利用者及び身元引受人が本契約書に定める利用料金その他実費負担相当分を2か月分以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ⑥ 利用者が当施設、当施設職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合
- ⑧ 利用者及び身元引受人が当施設を利用する上で職員の指導等や施設内での規則に対して従うことができない場合

#### 第5条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了とします。

- ① 介護認定の更新において、利用者が自立と認定された時
- ② 利用者が死亡したとき
- ③ 利用者が第3条に基づき契約を解除したとき
- ④ 当施設が第4条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
- ⑤ 利用者の病状の急変等にて入院の必要な事態が生じ、病院又は診療所に一定期間入院することになった場合は利用者の病状、身体状況をかんがみ協議を行うこととする。
- ⑥ 利用者につき、他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態となった場合

#### 第6条（契約終了後の費用負担について）

前項第5条の規定による契約終了後、利用終了までに利用者の生活に要した費用については、全額、利用者及び身元引受人の負担とします。

#### 第7条（介護サービス内容及びその提供）

1. 当施設における各種介護サービスの提供内容は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
2. 当施設は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うように努めます。

3. 当施設は、各種サービスの提供にあたり、利用者又はその身元引受人に対し、処遇上必要な事項についてわかりやすく説明します。
4. 当施設は、各種サービスの提供に当たり、利用者の要介護状態の軽減を図り、悪化の防止に努め、利用者の心身の状況に応じて利用者の処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
5. 当施設は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努め、その利用者の利用状況を把握するようにします。
6. 当施設利用時間帯は、外出を含めて、通院及び往診は原則として行うことができません。
7. 各種介護サービスの提供内容等に変更が生じた場合は、必要に応じて「重要事項説明書」を新たに作成し、確認書を取り交わすこととします。

#### 第8条（費用負担と領収書）

1. 利用者及び身元引受人は、施設サービス計画に基づき当施設が提供する各種介護保険給付サービス、及びその他について、別紙「重要事項説明書」に基づいた利用料金の自己負担分を当施設へ支払います。
2. 当施設は利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。（以下、法定代理受領サービスといいます。）
3. 当施設は、毎月利用料の合計額の請求書及び明細書を、翌月10日までに作成いたしますので、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額を毎月20日に、当施設指定の銀行口座から自動引落にて支払うものとします。また、それにかかる手数料は法人負担とします。請求書・領収書には、利用者が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。尚、やむをえない事情がある場合や、あるいは当施設指定の銀行口座からの口座引き落としが行われなかった場合は、利用料を直接当施設にお持ちいただくか、当施設が定める下記の指定口座への振込みにて対応するものとします。振込みの際に発生する振込み手数料等は利用者〈口座名義者〉の負担とします。

指定口座：中日信用金庫 名東支店 （普通）0106311

口座名義：医療法人 杉山会 理事長 杉山 良太

#### 4. gatu

5. 当施設は、利用者または身元引受人から利用料などの支払いを受けたときには、利用者又は身元引受人に対し、遅延なく領収書を発行します。

6. **利用予定日当日の朝8時30分までに**利用をキャンセルする旨を連絡いただいた場合は、キャンセル料は発生しないものとしますが、それ以降のキャンセルにおいては、実費負担相当分の利用料をご請求します。

#### 第9条（保険給付請求のための証明書の交付）

1. 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、利用者及び身元引受人に対してサービス提供証明書を交付します。
2. サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

#### 第10条（緊急時の対応）

当施設は、通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

#### 第11条（介護サービス記録）

1. 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完成の日から2年間保存します。
2. 利用者又は身元引受人は、当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。また、謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

#### 第12条（身元引受人）

1. 当施設は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念の上、当施設に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
2. 身元引受人は、この契約に基づく利用者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
3. 身元引受人は、利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品等の処理、及びその他必要な情報提供をする責任を負います。

#### 第13条（相談又は苦情等の申し出）

1. 利用者また身元引受人は、提供されたサービス等につき相談や苦情がある場合、担当職員及び施設管理者に申し出ることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無および改善の方法について、利用者または身元引受人に報告します。
2. なお、利用者身元引受人は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等に苦情を申し立てることもできます。

3. 当施設は、利用者又は身元引受人から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことを持って、利用者に対していかなる差別的な取扱いいたしません。

#### 第14条（秘密の保持）

1. 当施設は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
2. 当施設及びその職員は、サービス担当者会議等において、利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者、利用者の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。
3. 当施設の職員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように配慮します。
4. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### 第15条（事故発生時の対応及び賠償責任）

1. 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 当施設は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災事変等の不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
3. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第16条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、当施設と利用者はあらかじめ同意します。

#### 第17条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令を尊重し、利用者及び身元引受人と当施設とは、協議により定めます。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び当施設は、署名又は記名捺印のうえ、各自その1通を保有します。

セ 2 7 0 4 0 1

(利用者) 私は、以上の契約につき、貴施設職員 (職名 氏名 )  
より本書面に基づいて説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約の定め  
るところに従い、貴施設の通所リハビリテーションサービスを利用することを申  
し込みます。

氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(署名代行者) 私は、下記の理由により、利用者に代わり、上記署名を行いました。私は、利用  
者本人の契約意思を確認しました。

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (続柄 \_\_\_\_\_)  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

署名代行した理由 \_\_\_\_\_

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき、確認を行い、身元引受人の責任につき理解しまし  
た。

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (続柄 \_\_\_\_\_)  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 (名称 {勤務先等} ) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき、確認を行い、身元引受人の責任につき理解しまし  
た。

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (続柄 \_\_\_\_\_)  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 (名称 {勤務先等} ) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

(事業者) 当施設は、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを、誠実  
に責任をもって行います。

令和 年 月 日

所在地 〒 465-0092 愛知県名古屋市名東区社台 3 丁目 1 9 番地 1

名称 デイケア・セエダ

管理者 杉山 良太 (印)

電話番号 (FAX) 052-774-8370 (052-774-8371)

セ 2 7 0 4 0 1

セ 2 7 0 4 0 1